

関西医療大学 履修および試験等に関する規程（保健医療学部）

（目的）

第 1 条 この規程は、関西医療大学学則に基づき、本学における授業科目の履修、試験および進級資格に関して、必要な事項を定める。

（授業科目の開設等）

第 2 条 授業科目は、必修科目と選択科目とする。

- 2 各年次ともその年次において、開講する授業科目、単位数、担当教員および時間割は、学年の始めに決定し、発表する。
- 3 学則の定めに従って、各年次に配当された授業科目以外の科目的受講は、原則として認めない。

（履修願）

第 3 条 学生は、選択科目からあらかじめ、履修しようとする科目を選択し、次の定められた日までに履修登録をしなければならない。

- (1) 前期選択科目： 4月の定められた日
 - (2) 後期選択科目： 9月の定められた日（4年次）
 - (3) 後期選択科目： 9月もしくは10月の定められた日（1年次から3年次）
- 2 履修登録した後、受講希望者の数に著しい偏りがあり、授業の進行に支障があると判断される場合には、調整することがある。
 - 3 すでに単位を取得した授業科目の再履修は、原則として認めない。
 - 4 一旦第1項に定める手続きがなされた後の変更、追加、削除等は、原則として認めない。

（履修の条件）

第 4 条 学生は、原則として、その年次に配当された授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

- 2 年間に履修登録できる単位数の上限は49単位とする。
- 3 クラスを指定して開講する授業科目にあっては、当該クラス以外の学生の受講は、原則として認めない。

（試験）

第 5 条 試験は、定期試験、追試験、再試験、特例再試験および仮進級試験とする。

- 2 試験は、試験科目および期間または期日を定めて行う。

（受験要件）

第 6 条 学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受ける授業科目について、第3条第1項の手続きをしていないとき。
- (2) 試験を受けようとする授業科目の授業時間数の3分の1を超える欠席をしているとき。ただし、演習・実験・実習もしくは実技については、5分の1を超える欠席をしているとき。

- (3) 授業料等の学費を滞納しているとき。
 - (4) 学則第47条に規定する懲戒処分を現に受けているとき。
- 2 試験において、不正行為があった場合、それまでの当該試験期間中に行われた試験は、無効とし、学生は以後の試験を、受験できない。

(試験欠席届)

第7条 病気その他、正当な理由で試験を受けることのできない学生は、あらかじめ、医師の診断書または理由書を添えて、速やかに試験欠席届を大学教学部教務課（以下「教務課」という。）に提出しなければならない。

ただし、やむを得ぬ事情がある場合は、当該授業科目の試験日から1週間その提出を猶予する。

(定期試験)

第8条 定期試験は、学期ごとに授業科目について、1回以上行う。ただし、授業科目により、平常の成績またはレポートの提出をもって、試験に代えることができる。

(レポート)

第9条 前条のレポート提出については、次のとおりとする。

- 2 課題、様式、提出期限およびその他の注意事項については、教務課が掲示によって指示する。
- 3 定められた期日までに提出しなかった者は、当該科目を棄権したものとみなす。
- 4 第6条の規定により、受験資格を失った者のレポートは、これを受理しない。

(追試験)

第10条 病気、その他の理由で定期試験を受けることができず、第7条に定める手続きを行ったものに対し、追試験を行う。

- 2 追試験を受けようとする学生は、所定の願を教務課に提出しなければならない。
- 3 追試験には、第8条のただし書きを準用する。

(成績の評価)

第11条 学則第25条に規定された成績の評価は、100点～90点をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点～50点をD、49点以下をEとし、C以上を合格とする。

- 2 2学期にわたる授業科目については、各学期に取得した点数の平均点をもって、その成績とする。

(再試験)

第12条 第11条第1項に定める成績が60点未満である者に対して、再試験を行うことがある。

- 2 再試験を受けようとする学生は、所定の願を所定の期日までに教務課に提出しなければならない。
- 3 再試験の成績は、60点を上限とし、第11条第1項および第2項の規定に基づき、成績評価する。なお、この試験の追試験は行わない。
- 4 定期試験を受験しない学生には、第1項に定める再試験を行わない。

ただし、特別な事由がある場合には、この限りでない。

- 5 追試験の再試験は行わない。
- 6 第1項に定める再試験には、第8条のただし書を準用する。

(特例再試験)

第13条 前条の定めのほか、次の場合に特例再試験を行うことがある。

- (1) 卒業見込みの者で単位未取得科目が1科目の場合。
- (2) 理学療法学科および臨床検査学科3年生で前期終了時に専門教育科目の必修科目のうち単位未取得科目が2科目以内の場合。
- (3) はり灸・スポーツトレーナー学科、ヘルスプロモーション整復学科および臨床検査学科3年次終了時において、専門教育科目の必修科目のうち単位未取得科目が2科目以内の場合。
- (4) 1年生の前期終了時に必修科目のうち単位未取得科目がある場合。

(単位授与)

第14条 学則第24条に基づき、第2条に定める授業科目の講義、演習、実験、実習もしくは実技を修了し、試験に合格したものに所定の単位を与える。

(はり灸・スポーツトレーナー学科における進級)

第15条 本条において、はり灸・スポーツトレーナー学科の進級に関する事項を定める。

- 2 学生は、その年次に配当された必修科目の単位を取得したときは、次年次への進級を認める。
- 3 当該年次に配当されている必修科目のうち、未取得単位が3単位以下のときには、次年次への仮進級を認める。未取得単位が4単位以上の場合、または第6条第1項第2号に規定する出席不良による受験停止のため必修科目の単位が未取得となった場合には留年とする。
- 4 留年となった者は、前年度までに単位取得出来なかった必修科目を履修し、単位を取得しなければならない。前年度に単位取得した科目の単位は認めることとする。
- 5 仮進級となった者が、必修科目の未取得単位を次年次以降において取得する場合には、第6条第1項第2号の規定の適用を免除することがある。
- 6 単位を取得することができなかつた選択科目を次年次以降において取得する場合には、第6条第1項第2号の規定にかかわらず、この適用を免除することがある。
- 7 第3項の規定にかかわらず、3年次終了時において、それまでの各学年に配当された専門教育科目で単位未取得の必修科目がある場合には、次年次への進級を認めない。

(理学療法学科における進級)

第15条の2 本条において、理学療法学科の進級に関する事項を定める。

- 2 学生は、その年次に配当された必修科目の単位を取得したときは、次年次への進級を認める。
- 3 当該年次に配当されている必修科目のうち、未取得単位が3単位以下のときには、次年次への仮進級を認める。未取得単位が4単位以上の場合、または第6条第1項第2号に規定する出席不良による受験停止のため必修科目の単位が未取得となった場合

には留年とする。

- 4 留年となった者は、前年度までに単位取得出来なかつた必修科目を履修し、単位を取得しなければならない。前年度に単位取得した科目的単位は認めることとする。
- 5 仮進級となった者が、必修科目の未取得単位を次年次以降において取得する場合には、第6条第1項第2号の規定の適用を免除することがある。
- 6 単位を取得することができなかつた選択科目を次年次以降において取得する場合には、第6条第1項第2号の規定にかかわらず、この適用を免除することがある。
- 7 3年次の前期終了時において、それまでの各学年に配当された全ての専門教育科目の必修科目を履修し、単位を取得しなければならない。
- 8 3年次前期終了時において、専門教育科目で単位未取得の必修科目がある場合には、次年次への進級を認めない。

(ヘルスプロモーション整復学科における進級)

第15条の3 本条において、ヘルスプロモーション整復学科の進級に関する事項を定める。

- 2 学生は、その年次に配当された必修科目の単位を取得したときは、次年次への進級を認める。
- 3 当該年次に配当されている必修科目のうち、未取得単位が3単位以下のときには、次年次への仮進級を認める。未取得単位が4単位以上の場合、または第6条第1項第2号に規定する出席不良による受験停止のため必修科目の単位が未取得となつた場合には留年とする。
- 4 留年となった者は、前年度までに単位取得出来なかつた必修科目を履修し、単位を取得しなければならない。前年度に単位取得した科目的単位は認めることとする。
- 5 仮進級となった者が、必修科目の未取得単位を次年次以降において取得する場合には、第6条第1項第2号の規定の適用を免除することがある。
- 6 単位を取得することができなかつた選択科目を次年次以降において取得する場合には、第6条第1項第2号の規定にかかわらず、この適用を免除することがある。
- 7 第3項の規定にかかわらず、3年次終了時において、それまでの各学年に配当された専門教育科目で単位未取得の必修科目がある場合には、次年次への進級を認めない。

(臨床検査学科における進級)

第15条の4 本条において、臨床検査学科の進級に関する事項を定める。

- 2 学生は、その年次に配当された必修科目の単位を取得したときは、次年次への進級を認める。
- 3 当該年次に配当されている必修科目のうち、未取得単位が3単位以下のときには、次年次への仮進級を認める。未取得単位が4単位以上の場合、または第6条第1項第2号に規定する出席不良による受験停止のため必修科目の単位が未取得となつた場合には留年とする。
- 4 留年となった者は、前年度までに単位取得出来なかつた必修科目を履修し、単位を取得しなければならない。前年度に単位取得した科目的単位は認めることとする。
- 5 仮進級となった者が、必修科目の未取得単位を次年次以降において取得する場合に

は、第6条第1項第2号の規定の適用を免除することができる。

- 6 単位を取得することができなかつた選択科目を次年次以降において取得する場合は、第6条第1項第2号の規定にかかわらず、この適用を免除することができる。
- 7 3年次の前期終了時において、専門教育科目で単位未取得の必修科目がある場合は、臨地実習を履修できない。
- 8 第3項の規定にかかわらず、3年次終了時において、それまでの各学年に配当された専門教育科目で単位未取得の必修科目がある場合には、次年次への進級を認めない。
- 9 3年次に臨地実習の単位を取得していない者は、4年次に配当する臨地実習を履修できない。

(再履修願)

第16条 学生は、第15条の第5項もしくは第6項、第15条の2の第5項もしくは第6項、第15条の3の第5項もしくは第6項および第15条の4の第5項もしくは第6項により、次年次において、未取得単位を取得するときは、当該年度の4月の定められた日までに所定の再履修願を教務課に提出しなければならない。

(仮進級試験)

第17条 再履修を願い出た者は、仮進級試験を受け、単位を取得しなければならない。

- 2 仮進級試験の成績は、60点を上限とする。
- 3 仮進級試験の追試験および再試験は行わない。

(留年の制限)

第18条 学業成績不良により、第15条から第15条の4の定めに基づき留年となった者が、再度、学業成績不良により同条の進級の要件を充たさない場合、同学年で再度の留年を認めない。ただし、最終学年に在籍する場合を除く。

- 2 前項の規定は、学業成績不良により進級の要件を充たさないことが確定後に休学した場合も適用する。

(卒 業)

第19条 卒業は、学則第31条に定める卒業の要件を満たしたものについて認める。

- 2 前項において、卒業を認められなかつた場合は、前項の要件を満たすまで原級に留まり、単位未取得科目を履修するものとする。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附　　則

1. この規程は、平成21年4月1日入学生から施行する。

附　　則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附　　則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附　　則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附　　則

1. この規程は、平成25年7月25日から施行する。

附　　則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附　　則

1. この規程は、平成26年9月18日から施行する。

附　　則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附　　則

1. この規程は、平成27年12月24日から施行する。